

第 76 号議案

令和 5 年度舞鶴市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度舞鶴市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度舞鶴市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------------|-------------|---------|-------------|
| | 収 入 | | |
| 第 1 款 資 本 的 収 入 | 632,000千円 | 9,000千円 | 641,000千円 |
| 第 1 項 企 業 債 | 340,000千円 | 9,000千円 | 349,000千円 |
| | 支 出 | | |
| 第 1 款 資 本 的 支 出 | 1,564,600千円 | 9,000千円 | 1,573,600千円 |
| 第 4 項 災 害 復 旧 費 | 0千円 | 9,000千円 | 9,000千円 |

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に、次のとおり追加する。

| 起債の目的 | 限 度 額 | | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-------|-------------|--|--|--|--|
| 災害復旧費 | 千円 9,000 | ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額 | 証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格については、額面金額100円につき99円以上とする。 | 5.0 %以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率 | 公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。 |
| 計 | 349,000 | | | | |

令和 5 年 9 月 1 9 日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

令和5年度舞鶴市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---------|-------|-------|---------|-------|---------|
| 1 資本的收入 | | | 632,000 | 9,000 | 641,000 |
| | 1 企業債 | | 340,000 | 9,000 | 349,000 |
| | | 1 企業債 | 340,000 | 9,000 | 349,000 |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---------|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1 資本的支出 | | | 1,564,600 | 9,000 | 1,573,600 |
| | 4 災害復旧費 | | 0 | 9,000 | 9,000 |
| | | 1 災害復旧費 | 0 | 9,000 | 9,000 |